

平成23年9月16日
第2318号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（392・市町村課）……………1
- 保安林予定森林の指定通知（393・森林整備課）……………1
- 都市計画区域の変更（394・都市計画課）……………2
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（395、396・都市計画課）……………5
- 二級建築士の懲戒処分（397・建築住宅課）……………5
- 二級建築士事務所の監督処分（398・建築住宅課）……………6
- 建設業の許可の取り消し（399・北秋田地域振興局総務企画部）……………6

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部） 2件……………7
- 土地改良区の役員の就任の届出（平鹿地域振興局農林部）……………7
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（平鹿地域振興局農林部） 2件……………7
- 県営土地改良事業工事の完了（平鹿地域振興局農林部）……………7

告 示

秋田県告示第百九十一号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十八年秋田県告示第百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月十六日

秋田県知事 佐竹敬久

第一第四十六号の表に次のように加える。

七	東成瀬村	平成二十三年十月一日
---	------	------------

第一第四十七号の表に次のように加える。

八	東成瀬村	平成二十三年十月一日
---	------	------------

秋田県告示第393号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
大館市粕田字田ノ沢150の16、150の38、150の39、153の2（次の図に示す部分に限る。）、153の15
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田ノ沢150の16・150の38・150の39・153の2・153の15（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 変更に係る都市計画区域の名称 大曲都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

大仙市

ア 大字四ツ屋字新屋敷59-1、60、67-1、68-1、69-1、74、74-1、74-3、75-1及び79-1の各一部、字東田121-4、176、177、178、179、187、188、189、190、192、193、197及び198の各一部

イ 大字藤木字三五郎174、175、176、177、178、179、191-1、192-1、193-1、194、195、196-1、197-1、198-1、199-1及び200-1の各一部、字甲大久保338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、363、365、366、367及び368の各一部、字乙万願寺251、252、253、254、255、256、257及び258の各一部、字西田164、165及び166の各一部、字東田222、223、224及び225の各一部、字川崎351、352、353、354及び356の各一部

ウ 大字高関上郷字谷地277、278及び282の各一部

エ 大字角間川町字カラ白天246、247及び248の各一部

オ 大字刈和野字浮蓋谷地の全部、字横川中嶋（1、2、3及び国有地の一部に限る。）

カ 大字北野目字新野1-1、1-2、1-3、2、3、4、5、6、7-1、7-2、8、9、10、11、12-1、12-2、13、14-1、14-2、14-3、15-1、15-2、16-1、16-2、16-3、17-2、17-3、18-1、18-2、19-1、19-2、19-3、19-4、20、21-1、21-2、21-3、21-4、22、23-1、23-2、23-3、23-4、24-1、24-2、24-3、24-4、25-1、25-2、25-3、25-4、26-1、26-2、26-3、26-4、27-1、27-2、27-3、28-1、28-2、28-3、29-1、29-2、30-1、30-2、31-1、31-2、31-3、32-1、32-2、33-1、33-2、34-1、34-2、35-1、35-2、35-3、36-1、36-2、37-2、38-1、38-2、39-1、39-2、40-1、40-2、41-1、41-2、42-1、42-2、43-1、43-2、44-1、44-2、45-1、45-2、46-2、46-3、47-1、47-2、48-1、48-2、49、49-1、50、51、51-1、52-1、52-2、52-3、52-4、52-5、53-1、53-2、54-1、54-2、55-1、55-2、56-1、56-2、57-1、57-2、58-1、58-2、59-1、59-2、60-1、60-2、61-1、61-2、62-1、62-2、63-1、63-2、64-1、64-2、65、66-1、66-2、67-1、67-2、68-1、68-2、69-1、69-2、70-1、70-2、71-1、71-2、72-1、72-2、73-1、73-2、74-1、74-2、75-1、75-2、76、77、78-1、78-2、79、80-1、80-2、80-3、81-1、81-2、82-1、82-2、83-1、83-2、84-1、84-2、85-1、85-2、86-1、86-2、87、88-1、88-2、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92-1、92-2、93、93-1、93-2、94、96、96-1、97-1、97-2、97-3、98-1、98-2、99-1、99-2、100-1、100-2、101-1、101-2、102-1、102-2、103、106、107、108、109及び109-1、字高屋敷下1-1、1-2、1-3、2、3、4、5、6、7-1、7-2、8-1、8-2、9-1、9-2、10-1、10-2、11-1、11-2、11-3、12-1、12-2、12-3、13-2、13-3、14-1、14-2、15-1、15-2、16-1、16-2、17-1、17-2、18-1、18-2、19-1、19-2、20、21-1、21-2、21-3、22-1、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1、25-2、26-1、26-2、27-1、27-2、28-1、28-2、29-1、29-2、29-3、30-1、30-2、30-3、30-4、31-1、31-2、31-3、32-1、32-2、33-1、33-2、34-1、34-2、35-1、35-2、36-1、36-2、37-1、37-2、38-1、38-2、39、40、40-1、41-1、41-2、42-1、42-2、43-1、43-2、44-1、44-2、45-1、45-2、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49-1、49-2、49-3、50-1、50-2、50-3、51-1、51-2、51-3、52-1、52-2、52-3、53-1、53-2、54、55-1、55-2、56-1、56-2、57、58-1、58-2、59-1、59-2、60、61、61-1及び国有地の一部

キ 大字下鷲野の全部（地先公有水面を含む。）

- ク 大字上鷲野字後村、字沼向、字押上、字古館、字石持、字向飛田、字高橋、字新屋敷、字熊野、字四ツ谷、字吉田、字嶋超、字田向、字中道、字新関、字小八卦及び字小沢田の全部（地先公有水面を含む。）、字木揚場1-10、1-11、11-1、11-2、11-3、11-4、12-2、13、17、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40-1、40-2、40-3、40-4、40-5、41-1、41-2、41-3、41-4、41-5、43-1、43-2、43-3、43-4、43-5、44、45、46、47、48、49-1、49-4、49-5、49-6、49-7、49-8、50-2、50-3、50-4、51-1、51-3、53-3、53-4、53-5、53-6、54-2、54-3、54-4、54-6、55-2、55-3、55-5、58-1、58-2、58-3、59-1、59-2、60-1、60-2、60-3、60-4、60-5、60-6、60-7、60-8、60-9、60-10、60-11、61-1、61-2、62-1、62-2、62-3、62-4、62-5、64-1、64-2、64-3、64-4、64-5、65、66-1、66-2、66-3、66-4、66-5、66-6、67-1、67-2、68-1、68-2、68-3、68-4、68-5、69、70、71、72-1、72-2、72-3、72-4、72-5、72-6、73-1、73-2、73-3、73-4、74-1、74-2、74-4、74-7、76-2、76-3、76-9、77-1、77-3、77-4、78-1、78-2、78-3、79、80-1及びび80-2（地先公有水面を含む。）、字大沢田21-2、21-4、21-5、21-6、22、22-2、36、37、38、39、40、41、42、46、47、64-25、67-1、67-2、67-3、67-4、67-5、67-6、67-7、68-1、68-2、68-3、68-4、68-6、68-7、69-1、69-2、69-3、69-4、69-5、70-1、70-2、70-3、70-4、70-5、71、71-3、72-2、73、74-1、74-2、74-3、74-4、75-2、76、77-1、77-2、79-1、79-2、80、81、82-1、83-1、83-3、84-1、84-2、85、86-1、86-2、87、88、89、90、91-2、91-3、91-4、91-5、92-1、92-2、93-2、94-1、94-2、95、96-1、96-2、97、97-2、98-2、98-3、99-1、99-2、100-1、100-2、101-2、102、103、104、105、106、107、108-1、108-2、109-1、109-2、110-1、110-2、111-2、111-3、112-1、112-2、113、114、115、116-1、116-2、117-1、117-2、118、119、120、121、122-1、122-2、122-3、122-4、122-5、124、125、126-1、126-2、127-1、127-2、128-1、128-2、129-1、129-2、130-1、130-2、131-1、131-2、132-1、132-2、133-1、133-2、134-1、134-2、135-1、135-2、136-1、136-2、137、138-1、138-2、139-1、139-2、140-1、140-2、140-3、140-4、141-1、141-2、142-1、142-2、144-1、144-2、145-1、145-2、146-1、146-2、147-1、147-2、148、148-1、148-2及びび185
- ケ 大字北長野字中川原、字板屋、字館郷、字道ノ下、字道ノ上、字野口前、字茶畑、字蓮田、字谷地中、字袴田、字新山中田、字白田、字袴腰、字手呂越観音堂、字熊野堂、字鍛冶屋敷、字蓬田及び字道女木の全部（地先公有水面を含む。）
- コ 大字豊川字土目木、字手車、字大宮田、字坂ノ上、字坂ノ上川端及び字一本柳の全部（地先公有水面を含む。）
- サ 大字長野字小豆瀬、字八幡野、字漆原、字柳田、字六日町、字九日町、字二日町、字中川原、字新町、字高畑、字一ノ坪、字紫嶋、字新山、字小合田、字小豆田、字太田袋、字狐塚、字続橋、字開、字戸呂端、字下川原、字水上野及び字高瀬の全部（地先公有水面を含む。）
- シ 大字鍵見内字小鳥田、字幕林、字野中、字館ノ内、字石持、字相野、字境田及び字前田の全部（地先公有水面を含む。）、字水上190-1、190-2、191-1、191-2、192-1、192-2、193-1、193-2、194-1、194-2、195-1、195-2、195-3、196-1、196-2、196-3、196-4、197-1、197-2、197-3、197-4、198-1、198-2、201、202、203-1、203-2、204、204-1、204-2、204-3、204-4、205、205-1、205-2、205-3、206-1、206-2、207-1、207-2、208-1、208-2、209-1、209-2、210、211、212、215-1、215-2、216-1、216-2、217-1、217-2、218-1、218-2、219-1及びび219-2（地先公有水面を含む。）、字大根田230-1、230-2、230-3、230-4、231-1、231-2、231-3、232-1、232-2、232-3、233-1、233-2、233-3、234-1、234-2、235-1、235-2、235-3、235-4、235-5、236-2、236-3、236-4、236-5、237-1、237-2、237-3、237-4、237-5、238-1、238-2、238-3、238-4、238-5、238-6、238-7、238-8、238-9、238-10、238-11、238-12、238-13、238-14、239-1、239-2、239-3、239-4、239-5、239-6、239-7、239-8、240-1、240-2、240-3、241-1、241-2、241-3、242-1、242-2、242-3、242-4、242-5、243-1、243-2、244-1、244-2、244-3、245、246-1、246-2、246-3、246-4、246-5、247-1、247-2、248-1、248-2及びび248-3（地先公有水面を含む。）
- ス 大字長戸呂字清水沼、字古川端、字竹原、字柳原、字馬場田、字菱沼、字本郷、字中将屋敷、字中向、字下川原、字川口及び字蛭川端の全部（地先公有水面を含む。）
- セ 大字戸地谷字花園、字畑田、字嶋田、字勸農地、字下谷地、字大和田、字沼田、字川前、字沖田、字天ヶ沢及び字赤関の全部（地先公有水面を含む。）、字中谷地1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、5-4、6-1、6-2、6-3、7-2、7-3、7-4、

8-1、8-2、8-5、8-6、8-7、8-8、8-9、8-10、10、11、12、12-2、12-3、12-4、12-5、13、14-1、14-2、15-1、15-2、16、20、21、22-1、22-2、22-3、22-4、23-1、23-2、24、25、26、27、28、29-1、29-2、31、32、33、34、35-1、35-2、36-1、36-2、37、38、39、40、41、42、43、44-1、44-2、46、47、48、49、50-1、50-2、51、51-4、52-1、52-2、53、53-1、53-2、53-3、53-4、53-5、53-6、53-7、55、56、57、58、59、60、61-1、61-2、63、64、65、66、67、68-1、68-2、70、71、72、73-1、74-1、75-1、75-3、75-4、75-6、76-1、76-2、77-1、77-2、78、80、82、83、84、85-1、85-2、86-1、86-2、87-1、89-1、90、91、92-1、92-3、92-5、93-1、93-2、94-3、94-4、95、96、97、98-1、99、100、101-1、101-2、102-1、102-2、103-1、104、105、106、108-1、108-3、109-1、109-2、110-1、110-2、111、112、113-1、114、115、116、117-1、117-2、118、118-1、118-2、119-1、119-4、120、121、122、123、124、125、126-1、126-2、126-3、126-5、126-6、126-7、128-1、128-2、129、130、131、132-1、133、134、135-1、135-2、136-1、136-2、136-4、136-6、136-7、136-8、136-9、136-10、136-11、136-12、136-13、139、140、141-1、142-1、143、144、145-1、145-4、146-1、147-1、148-1、149-1、150-4、152-1、153-1、154-1、154-7、154-10、155-1、155-5、155-6、157、158、161、162、163-1、163-2、163-3、164、165、166、169、170、171、172、173、176、177、178、179、182、183、186、187-1、187-2、187-3、187-4、187-5、187-6、187-7、187-8、187-9及び187-10(地先公有水面含む。)

ソ 大字堀見内字上田茂木、字下田茂木、字下田茂木添、字中田茂木及び字元田茂木の全部(地先公有水面含む。)、字南世馳21-1、58、59及び60、字上田茂木添93-1、93-3、94-1、94-2、97-1、97-2、98-1、98-2、99-1、99-2、101-1、101-2、103-1、103-2、104-1、104-2、105-1、105-2、107-1、107-2、107-3、108-1、108-2、109、111、113、115、117、118、120及び121、字中田茂木添4、5、7、8、15-1、33-1、33-2、33-3、35-1、35-2、37-1、37-2、38-1、38-2、39-1、39-2、40-1、41-1、42-1、43、44、45、46、47、48-1、48-2、51-1及び51-2(地先公有水面含む。)、字南谷地村31-2、31-3、31-4、31-5、31-6、31-7、31-8、32、33-1、33-3、33-4、33-5、33-6、34-1、34-4、42-4、42-5、42-6、42-8、42-13、42-14、45-1、47-1、49-1、49-2、49-3、50-1、50-2、50-5、50-6、51-1、51-3、105-1、128、129-1、129-2、130-1、130-2、130-3、130-4、133-1、133-2、134-1、134-2、135、136、137-1、137-2、138-1、138-2、140-2、141-1、141-2、141-3、141-4、143-1、143-2、144-1、144-2、145-1、145-2、146、147、148、150-2、151、151-1、152-1及び152-2(地先公有水面含む。)、字藍野23-1、23-2、23-9、23-10、23-12、23-13、23-14、23-15、23-16、25-1、25-8、25-9、25-12、25-16及び25-17(地先公有水面含む。)、字置上4-6、4-10及び32-4(地先公有水面含む。)

タ 大字高梨字沼田、字水里、字田茂木、字金堀、字福田、字大嶋、字麻生田及び字下沖田の全部(地先公有水面含む。)、字米打橋73-1、73-2、74、74-2、74-4、74-5、76-1、76-2、77-1、77-2、77-3、77-4、77-5、77-6、77-7、77-8、77-9、77-10、77-11、77-12、77-13、77-14、77-15、77-16、77-17、77-18、86-1、86-2、86-3、86-4、87-1、87-3、87-4、87-5、87-6、87-7、87-8、94、95、95-2、96、96-1、96-2、96-3、97-1、97-2、99、100、102-1、102-2、102-3、102-4、102-5、103、103-2、104-1、104-2、105、107-1、107-2、107-5、111-1、111-3、111-4、111-5、112-1、112-4、112-5、116-1、116-3、116-4、116-5、116-6、118-1、118-2、118-6、118-7、118-8、118-9、118-10、123、123-1、123-2、123-3、123-4、124、125、126-1、126-2、126-3、126-4、126-6、127、127-1、128、128-2、129-1、129-2、129-3、129-4、129-5、129-6、129-7、130、131-1、131-2、137-1、137-2、137-3、137-4、138-1、138-3、138-4、139-7、139-8、139-9、140-2、140-3、140-5、140-6、140-7、140-9、140-10、140-11、140-12、140-13、140-14、141-1、141-2、142、143、143-1、144、144-2、144-3、146-1、146-2、146-3、146-4、147-1、147-2、148-1、148-2、149、150、151-1、151-2、224-1及び224-2(地先公有水面含む。)

チ 大字橋本字富慶及び字稻荷の全部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

大仙市

ア 大字下深井字中深井怒156-1、157-1の一部、185、186、187、188-1、189の一部、190の一部、191の一部、192の一部、193の一部、194の一部、195の一部及び国有地の全部

イ 大字藤木字三五郎1、4、5、6、7、8、9、10、12、13、14、15の一部、16の一部、17の一部、74の一部、75の一部、76の一部、77、78の一部、80の一部、82、83、85、86、86-1、87、91-1、93、94、95、96の

一部、97の一部、98、99の一部、100の一部、125、126-1、127-1の一部、128-1の一部、129-1の一部、130-1の一部及び国有地の全部、字上堤28の一部、29の一部、30の一部、31、32の一部、117、118、119の一部、120の一部、121の一部、122の一部及び国有地の全部、字甲大久保10、13の一部、307の一部、308の一部、309の一部、310の一部、311の一部及び国有地の全部、字甲万願寺105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115の一部、116の一部、117の一部、118、119の一部、120の一部、121の一部、122の一部、123の一部、124の一部、125の一部、126の一部、127の一部、128の一部、129の一部、130の一部、131の一部、132の一部、133の一部、134の一部、135の一部、136、137-1、138-1、139、140、141の一部、185-1の一部、185-2の一部、186-1、186-2、187-1、187-2、188-1、188-2、189-1、189-2及び国有地の全部、字乙万願寺60-2、142-1の一部、143の一部及び国有地の全部、字丙板杭67-1、182及び国有地の全部

ウ 大字四ツ屋字東田74-3、75-1、76、77、78、79、80-1、81-1、81-3、82-1、82-2、83-1、83-2、84-1、84-3、89-1、89-4、103-5、105、107-1、107-2、108-2、108-3、108-4、108-5、109-3、119-2、126-1、127-1、128-1、129、130-1、131-1、133-1、140-1、143-3、144-1、145-1、164-3、167、168及び国有地の全部

エ 大字高関上郷字谷地1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11-1、11-2、11-3、12-1、12-2、13、14、15、16、17、18、19、20、21-1、21-2、22-1、22-2、22-3、90-1の一部、90-2の一部、91-1、91-2、92-1、92-2及び国有地の全部

オ 大字角間川町字カラ白天34-2、35、36、37、38-2、39-2、59-2、60、61、62-2、75-2、76、77、78、79-2、93-2、94、95、96-2、111-2、112、113-3、113-4、114-2及び233並びにこれらの区域に隣接する道路又は水路である国有地の全部

(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び仙北地域振興局建設部用地課並びに大仙市建設部都市管理課及び美郷町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 大曲都市計画及び西仙北都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成23年9月16日

秋田県告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
西仙北都市計画道路（3・4・1号刈和野環状1号線、3・4・2号愛宕下線、3・4・3号竹花浮島線、3・4・4号刈和野橋線、3・4・5号上ノ台線、3・4・6号停車場大町線及び3・4・7号刈和野環状2号線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 なし
- 3 都市計画の変更年月日 平成23年9月16日

秋田県告示第397号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり二級建築士を処分したので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年9月7日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
鈴 木 健 一
二級建築士
第9194号
- 3 処分の内容
戒告
- 4 処分の原因となった事実
建築主の委任に基づき申請した建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく建築の許可について、一部添付
図書に虚偽の記載があることを理由に、秋田市長から平成23年6月30日付けで取消処分をうけた。
このことが建築士法第10条第1項第2号に該当する。

秋田県告示第398号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項第4号の規定により、次のとおり二級建築士事務所を処分したので、同条第4項の規定により準用する同法第10条第5項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年9月7日
- 2 処分を受けた建築士事務所の名称及び開設者の氏名、その事務所の登録の別及びその事務所の登録番号
タマホーム株式会社秋田営業所二級建築士事務所 玉 木 康 裕
二級建築士事務所
秋田県知事登録08-04B-0923
- 3 処分の内容
戒告
- 4 処分の原因となった事実
建築士事務所の管理建築士は、建築士法第10条第1項の規定により、秋田県知事から戒告の懲戒処分を命じられた。
このことが建築士法第26条第2項第4号に該当する。

秋田県告示第399号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年9月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社ヒカリ設備工業
大館市池内字田中741番地
代表取締役 畠 山 英 則
秋田県知事許可（般-19）第11767号
- 3 処分の内容
水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年9月7日付けで水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市南土地改良区から申請があった定款変更に

ついて、平成23年9月7日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字杉沢上台113番地

石 川 悦 運

南秋田郡五城目町馬場目字杉沢49番地 1

石 川 和 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、河辺土地改良区から平成23年8月18日付け河土改発第30号で申請のあった定款変更について、平成23年9月6日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、河辺土地改良区から平成23年8月23日付け河土改発第31号で申請のあった定款変更について、平成23年9月6日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任監事の住所及び氏名

横手市増田町増田字福嶋道東100番地

長 里 恒 夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（沼館地区経営体育成基盤整備事業（第1工区））換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年9月20日から同年10月19日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 横手市役所 雄物川地域局

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（沼館地区経営体育成基盤整備事業（第2工区））換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年9月20日から同年10月19日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 横手市役所 雄物川地域局

県営土地改良事業（平鹿高野地区農地集積加速化基盤整備事業）につき、その工事を平成23年6月8日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号